

いわき市復興推進計画

平成 30 年 6 月 13 日

福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には本市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生し、本市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や水道、廃棄物処理等の社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

市内の観光資源も大きな被害を受け、震災直後の市内観光交流人口及び宿泊業の従業者数は共に震災前に比べ 3 割以上も減少しており、7 年以上経過した今も震災前のレベルまで回復しておらず、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

かかる状況下、中核的産業を担う大規模観光施設を運営する企業の設備投資を支援することを通して、本市の観光資源の発掘・発展及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における観光資源の発掘・発展及び雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である宿泊業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する常磐興産株式会社（以下、「対象事業者」という。）が、本市常磐藤原町において、館内設備（ホテルとエントランス）の改修及び温泉掘削工事による独自の温泉供給源の増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における宿泊業は市内の宿泊業、飲食サービス業において従業員数で第 2 位となる本市の中核的産業である。また、本事業は、宿泊業の従業者数の約 17%を占

める対象事業者が実施するものであり、少なくとも 3 人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本市の宿泊業の中核となる対象事業者が行う本事業は、計画の目標に定めた「本市の観光資源の発掘・発展及び雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置
本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

館内設備（ホテルとエントランス）の改修及び温泉掘削工事による独自の温泉供給源の増設を行う対象事業者は、本市における宿泊業を含む観光産業で代表的な企業の一つであり、本市の地域産業の牽引役として重要な役割を果たしている。

本計画の実施により、対象事業者のみならず本市への観光交流人口の増加が見込まれ、観光資源の発掘・発展による地域産業の活性化に大きく寄与し、また、雇用機会の創出にも繋がる場所である。

これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社日本政策投資銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。